

令和4年度 高知市立南海中学校部活動の方針

1 本校における部活動の位置づけ

本校の部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により、行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」(平成29年7月告示中学校学習指導要領第1章総則第5の1のウ)の記述に基づき、学校教育の一環として位置付ける。

本校における全ての教育活動は、学校教育目標「志を高く持ち、自他を尊び、なかまとともに歩む生徒を育成する」の具現化を目的として行われる。部活動も同様である。

2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動運営方針の策定等に関すること

ア 校長は、高知県運動部活動ガイドライン(令和2年3月策定)を参考に毎年度「高知市立南海中学校部活動運営方針」を策定する。本方針には文化部も含めるものとする。

イ 校長は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を担当職員に作成させ、提出をさせるものとする。

ウ 校長は、アの内容を毎年、全校生徒に説明するとともに、保護者にはPTA総会で説明する。さらに部活動加入生徒には4月に開催される「部活動発足式」において、説明をするものとする。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築について

ア 校長は令和4年度、本校に以下の部活動を置く。

【体育部】

- ・サッカー部・バスケットボール部・男子バドミントン部・女子バドミントン部・野球部
- ・相撲部・空手部(大会引率のみ)

※ 個人で行っている部活については、保護者からの申し出があった場合、協議する。ただし、中体連主催の大会引率のみとする。

【文化部】

英語部・吹奏楽部・美術部・茶道部・放送部・NSP実行委員会

イ 校長はアの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。

ウ 本校生徒は、保護者承認のもと顧問に入部届を提出することで部員となることができる。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行うものとする。

オ 校長は、各部活動の保護者に対して保護者会の結成及び加入の依頼を行う。

カ 校長は、PTA総会で承認された生徒活動費の一部を、各部活動の活動費として充てることができる。

- キ 顧問は、保護会において、理解を得たうえで保護者会費を徴収することができるものとする。保護者会費の額の決定や徴収及び予算・決算・監査等の管理については保護会に委託するものとする。
- ク 校長は、必要に応じて顧問・副顧問会、キャプテン会、部活動集会を開催し、生徒の自治活動を援助することに努めるものとする。
- ケ 保護者会や大会引率等の協力願いを、すぐるや案内文等で顧問から連絡を行うものとする。

3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び顧問・副顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 校長及び顧問・副顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを基準とする。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 土曜日及び日曜日に、地域の活動に参加する場合の休養日は、協議を行う。

(3) 熱中症事故の防止

- ア 校長及び顧問・副顧問は、熱中症の予防に最大限の努力を行う。気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問・副顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を顧問、副顧問と協議することとする。

5 その他

(1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応

ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。

授業日以外の練習については、高知市に練習開始1時間前に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでも発表されている場合は活動を中止とすること。なお、対外試合等の場合は、顧問・副顧問から連絡を行うこととする。

※ 特別警報とは「大雨（土砂災害，浸水害）」「暴風」「暴風雪」「大雪」の4つである。

(2) 細則の制定

校長は、本方針に基づいた運営細則を作成する。